

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 政 局  
書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 規 則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… (地域福祉課) 30
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課) 31
- 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課) 31

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課) 33
- 道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課) 33
- 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正…………… (水産経営課) 33

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 33

### 道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 34

### 道警察署告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 34

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第56号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

別記第17号様式（別添1）2の事項の末尾欄外注意の事項を削り、同様式（別添1）4の事項中

貴 金 属	有・無	品 名
-------	-----	-----

そ の 他	有・無	1 カラーテレビ 2 冷蔵庫 3 電 話(債権、有・無) 4 ステレオ 5 電子レンジ 6 クーラー 7 ビデオ 8 ピアノ 9 エレクトーン 10 毛 皮 11 その他 ( )
-------	-----	--

を

貴 金 属	有・無	品 名
そ の 他 の高価なもの	有・無	

に

改め、同様式（別添1）（記入上の注意）2の事項を次のように改める。

2 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については、借地等の場合も記入してください。

別記第17号様式（別添1）（記入上の注意）3の事項(1)中「すべて」を「全て」に改め、同（記入上の注意）に次の1事項を加える。

5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第25号様式その1（表面）5の事項中「と印鑑」を削り、同様式その1（裏面）（備考）(2)の事項を削り、同（備考）(3)の事項中「((2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）」を削り、同事項を同（備考）(2)の事項とし、同（備考）中(4)の事項を(3)の事項とし、同様式その2（表面）4の事項中「と印鑑」を削り、同様式その2（裏面）（備考）(2)の事項を削り、同（備考）(3)の事項中「((2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）」を削り、同事項を同（備考）(2)の事項とし、同（備考）中(4)の事項を(3)の事項とし、同様式その3（裏面）（備考）(2)の事項を削り、同（備考）(3)の事項中「((2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）」を削り、同事項を同（備考）(2)の事項とし、同（備考）中(4)の事項を(3)の事項とし、同様式その4（裏面）（備考）(2)の事項を削り、同（備考）(3)の事項中「((2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）」を削り、同事項を同（備考）(2)の事項とし、同（備考）中(4)の事項を(3)の事項とする。

別記第27号様式中

合 計	点	円
-----	---	---

を

合	計	点	円
---	---	---	---

	氏名	連絡先
本件責任者		
担当者		

に改め、同様式末尾欄外注の

事項中「あて」を「宛て」に改める。

別記第32号様式の2中「生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について（照会）」を

「生活保護法による保護決定に伴う扶養の可否について（照会）」に、「つきましては」を「あなたは、民法

に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方に当たることから」に改める。

別記第59号様式（裏面）（備考）(2)の事項を削り、同（備考）(3)の事項中「(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日」を削り、同事項を同（備考）(2)の事項とし、同（備考）中(4)の事項を(3)の事項とし、(5)の事項を(4)の事項とする。

別記第62号様式（裏面）（備考）(2)の事項を削り、同（備考）(3)の事項中「(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日」を削り、同事項を同（備考）(2)の事項とし、同（備考）中(4)の事項を(3)の事項とし、(5)の事項を(4)の事項とする。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則別記第17号様式又は別記第27号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則別記第17号様式及び別記第27号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第57号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.70パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和4年7月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第58号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（貸付資格の認定等の申請）」に改め、同条中「貸付け」を「法第7条第1項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）」に、「貸付申請書」を「貸付資格認定申請書」に、「事業計画書」を「法第2条第2項に規定する経営等改善措置（以下「経営等改善措置」という。）」、同条第3項に規定する生活改善措置（以下「生活改善措置」という。）又は同条第4項に規定する青年漁業者等養成確保措置（以下「青年漁業者等養成確保措置」という。）に関する計画書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 貸付けを受けようとするものは、前項の貸付資格認定申請書と併せて貸付申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

第9条の見出しを「（貸付資格の認定等）」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項の貸付資格認定申請書及び同条第2項」に改め、「認めるときは、」の次に「貸付資格の認定及び」を加え、同条第2項中「により」の次に「貸付資格の認定及び」を加え、「貸付決定通知書（別記第3号様式）を「貸付資格認定書（別記第4号様式）及び貸付決定通知書（別記第5号様式）に改め、「交付し、」の次に「貸付資格の認定及び」を加える。

第10条中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第11条第2項中「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項中「別記第7号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「別記第6号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(貸付資格の認定の取消し)

**第12条** 知事は、第9条第1項の貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、貸付けを受けたものが経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を達成する見込みがなくなったと認められるときは、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消し、貸付資格認定取消通知書（別記第8号様式）を貸付けを受けたものに交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができる。

別記第7号様式中「第13条」を「第14条」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第6号様式中「第12条」を「第13条」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第5号様式を別記第7号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**別記第8号様式**（第12条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日付で認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、次のとおり取り消したので通知します。

年 月 日

住所

氏名又は名称 様

北海道知事 氏 名

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

教 示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6

月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式中 「収入印紙  
ちょう付欄」 を 「収入印紙  
貼付欄」 に改め、同様式借用証書裏面の

事項第1条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 甲が北海道沿岸漁業改善資金貸付規則第12条第1項の規定に基づき、この資金の乙に係る沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の認定を取り消したとき。

別記第4号様式を別記第6号様式とし、別記第3号様式を別記第5号様式とし、別記第1号様式を別記第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**別記第4号様式**（第9条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金（ 資金）の申請については、これを認定します。

年 月 日

住所

氏名又は名称 様

北海道知事 氏 名

附則の次に次の1様式を加える。

**別記第1号様式**（第8条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置（生活改善措置・青年漁業者等養成確保措置）に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付資格の認定を申請します。

年 月 日

北海道知事 様

住 所

TEL

申請者 氏名又は名称

及び代表者氏名

別記第2号様式その1からその4までの規定中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画書」に改め、同様式その5中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画書」に改め、同様式その6中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画書」に改め、同様式その7からその12までの規定中「事業計画書」を「青年漁

業者等養成確保措置に関する計画書」に改める。

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

**告 示**

**北海道告示第499号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和4年9月16日

北海道知事 鈴木直道

神竜土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和4.8.18	理事	北村 薫	深川市一已町字一已4489番地
同	同	同	谷内 雅俊	同 一已町字一已7975番地1
同	同	同	野田 晃宏	同 音江町字内園804番地
同	同	同	宮武 英雄	同 納内町字納内5134番地
同	同	同	水野 俊文	同 納内町字納内5453番地
同	同	同	野原 章弘	同 一已町字一已7670番地
同	同	監事	宮腰 敏彦	同 一已町字一已6731番地
同	同	同	庄司 俊光	同 納内町字納内3905番地
退任	令和4.8.17	理事	北村 薫	同 一已町字一已4489番地
同	同	同	浅井 敬司	同 納内町字納内5805番地
同	同	同	須田 清彦	同 一已町字一已6421番地の3
同	同	同	宮武 英雄	同 納内町字納内5134番地
同	同	同	野田 晃宏	同 音江町字内園804番地
同	同	同	谷内 雅俊	同 一已町字一已7975番地1
同	同	監事	尾崎 恒雄	同 納内町字納内5953番地
同	同	同	宮腰 敏彦	同 一已町字一已6731番地

篠津中央土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和4.8.31	理事	中西 政春	石狩郡当別町字中小屋5240番地7

**北海道告示第500号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（中士別第1地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和4年9月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年9月16日

北海道知事 鈴木直道

**北海道告示第501号**

昭和54年北海道告示第3590号（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。

令和4年9月16日

北海道知事 鈴木直道

第5中「貸付申請書」を「認定申請書」に改める。

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道渡島総合振興局告示第119号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年9月16日

北海道渡島総合振興局長 田中 仁

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
空港用化学消防車（5,000リットル級） 1台（空港用化学消防車1台と交換）
- 落札を決定した日  
令和4年8月26日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 帝國織維株式会社  
(2) 住所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- 落札金額  
207,680,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和4年7月15日付け北海道渡島総合振興局告示第97号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
  - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

**道 警 察 本 部 告 示**

**北海道警察本部告示第439号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年9月16日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
運転免許証更新情報等通知用機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日  
令和4年9月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
  - (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額  
384,714円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和4年7月22日付け北海道警察本部告示第363号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

**道 警 察 署 告 示**

**札幌方面室蘭警察署告示第10号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年9月16日

北海道札幌方面室蘭警察署長 金 平 智 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警備艇「のさっぷ」機関部中間検査整備 一式
- 2 落札を決定した日  
令和4年8月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社筑豊製作所
  - (2) 住 所 福岡県糟屋郡新宮町大字の野字香ノ木741番1
- 4 落札金額  
31,682,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和4年7月8日付け札幌方面室蘭警察署告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道札幌方面室蘭警察署会計課
  - (2) 所在地 室蘭市東町4丁目27番10号